

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月18日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月 5日から 令和 8年 3月12日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月19日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月 3日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月18日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	25,630,000 20,504,000	一括	5,126,000	327,865	65,572
1	3,570,000				
2	8,500,000				
3	13,560,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 |
| | 地 番 | 29番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 202.95平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 |
| | 地 番 | 29番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 482.72平方メートル |
| 3 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 29番地2、29番地1 |
| | 家屋 番号 | 29番2 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 301.50平方メートル
2階 40.00平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 倉庫・事務所 |
| | 床 面 積 | 1階 約386.50平方メートル
2階 約56平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月 4日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 京田辺市草内宮ノ後
 地 番 29番1
 地 目 宅地
 地 積 202.95平方メートル

- 2 所 在 京田辺市草内宮ノ後
 地 番 29番2
 地 目 宅地
 地 積 482.72平方メートル

- 3 所 在 京田辺市草内宮ノ後 29番地2、29番地1
 家屋 番号 29番2
 種 類 倉庫
 構 造 鉄骨造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 301.50平方メートル
 2階 40.00平方メートル
 (現況)
 種 類 倉庫・事務所
 床 面 積 1階 約386.50平方メートル
 2階 約56平方メートル



令和7年(ケ)第146号
(物件1～3)
令和7年10月16日受理
令和7年11月18日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 吹田 洋 太 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 |
| | 地 番 | 29番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 202.95平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 |
| | 地 番 | 29番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 482.72平方メートル |
| 3 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 29番地2、29番地1 |
| | 家屋 番号 | 29番2 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 301.50平方メートル
2階 40.00平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件 1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件 3		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：倉庫・事務所 ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約386.50平方メートル 2階 約56平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 倉庫・事務所（空家） として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 本件建物の北側の壁及び門柱付近に「株式会社お茶の玉宗園」の表示がある。
- 2 物件1、2土地
 - (1) 物件1土地の北東角付近及び物件2土地の南東角付近にそれぞれ鉋又は杭が存在するが、それが何を目的とするかは不明である。
 - (2) 物件1、2土地は一体として本件建物の敷地として利用されている。
 - (3) 物件1土地は北側で建築基準法上の道路（市道）に接している。
物件1土地の北側の一部を道路（上記市道）負担している可能性がある。
 - (4) 物件1、2土地の西側部分にトラックヤードがあり、上部に上屋が2箇所存在する。
上記部分には木箱や段ボールなどの動産類が残置されているほか、南西角付近に業務用冷蔵庫（昭和アルミニウム製）1台（内部は空である。）が設置されている。
 - (5) 物件1、2土地の西側及び南側に水路が存在する。
上記(4)の上屋の屋根及び樋が西側水路に越境している可能性がある。
 - (6) 物件1土地の北東角付近のコンクリート敷きが東側隣地に越境している可能性がある。
 - (7) 物件1、2土地の境界は、北側は不明、西側は水路手前のブロック塀付近、東側は側溝付近、南側はフェンス付近と認めた。
- 3 本件建物（物件3）
 - (1) 本件建物は、経年相応の劣化が見られる。
 - (2) 本件建物は、2階部分の物置、中2階部分の物置及び南側の倉庫の増改築等がされている（建物見取図の斜線部分）。増改築等についての詳細は不明である。
 - (3) 本件建物は「お茶の玉宗園」の倉庫・事務所として利用されていたが、現在破産手続中である。
建物内部には商品等は存在しないが、作業道具や事務関連の動産類が多数残置されているほか、上記2(4)と同型の業務用冷蔵庫が2台設置されている（うち1台は動産類が残置されていた。）。
 - (4) 本件建物のトイレ及びキッチン等の設備は、通常どおり使用できるかは不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者破産管財人	1 本件建物は当職が管理しています。 2 上記建物は空家です。 本件建物を他の誰にも貸していませんし、誰からも借りていません。 3 破産手続のため当職が使用していましたが、換価については終了しています。
■所有者特別代理人	1 本件建物は空家です。 2 本件建物を他の誰にも貸していませんし、誰からも借りていません。

(執行官の意見用)

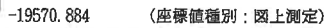
執行官の意見
1 本件各物件の状況は、公図、建物図面、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。 2 本件建物は、建物内に所有者以外の第三者の占有を示す物がなく、建物所有者が倉庫・事務所（空家）として使用し、占有していることが認められる。 3 関係人の陳述等及び立入調査の結果から、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月17日	当庁	ライフライン調査
7年10月17日 16:35 - 17:00	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影、使用者宛照会書貼付
7年10月20日	当庁	債務者破産管財人兼所有者特別代理人宛照会書交付
7年11月6日 9:00 - 10:30	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者により解錠し、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(座標値種別: 図上測定) -19445.884



地番区域見出

請求部分	所在地				京田辺市草内宮ノ後		地番	29番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系又は 番号又は記号	VI	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

6 ページ

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月20日 京都地方建設局宇治支局

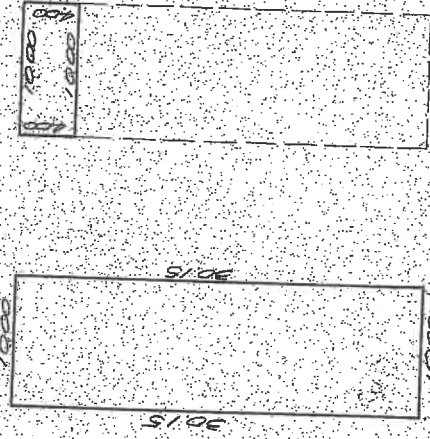
登記号

7ペジ

0206767

家屋番号	29-2
建物の所在	京都府宇治市宇治 29番地2 18番地1

建各
階平
面図

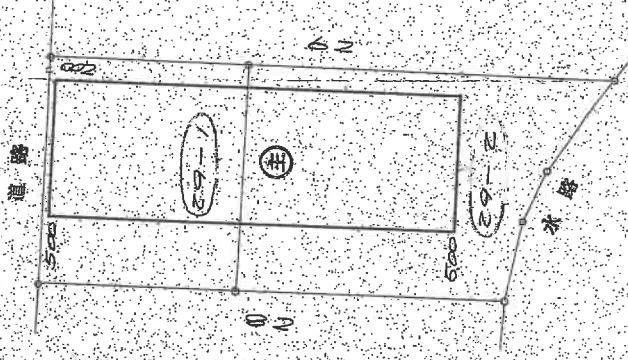


求積表

$$30.15 \times 19.00 = 572.85$$

求積表

$$19.00 \times 19.00 = 361.00$$



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/400	1/400
----	-------	-------

(日調製印)

A4判に縮小

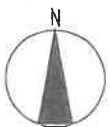
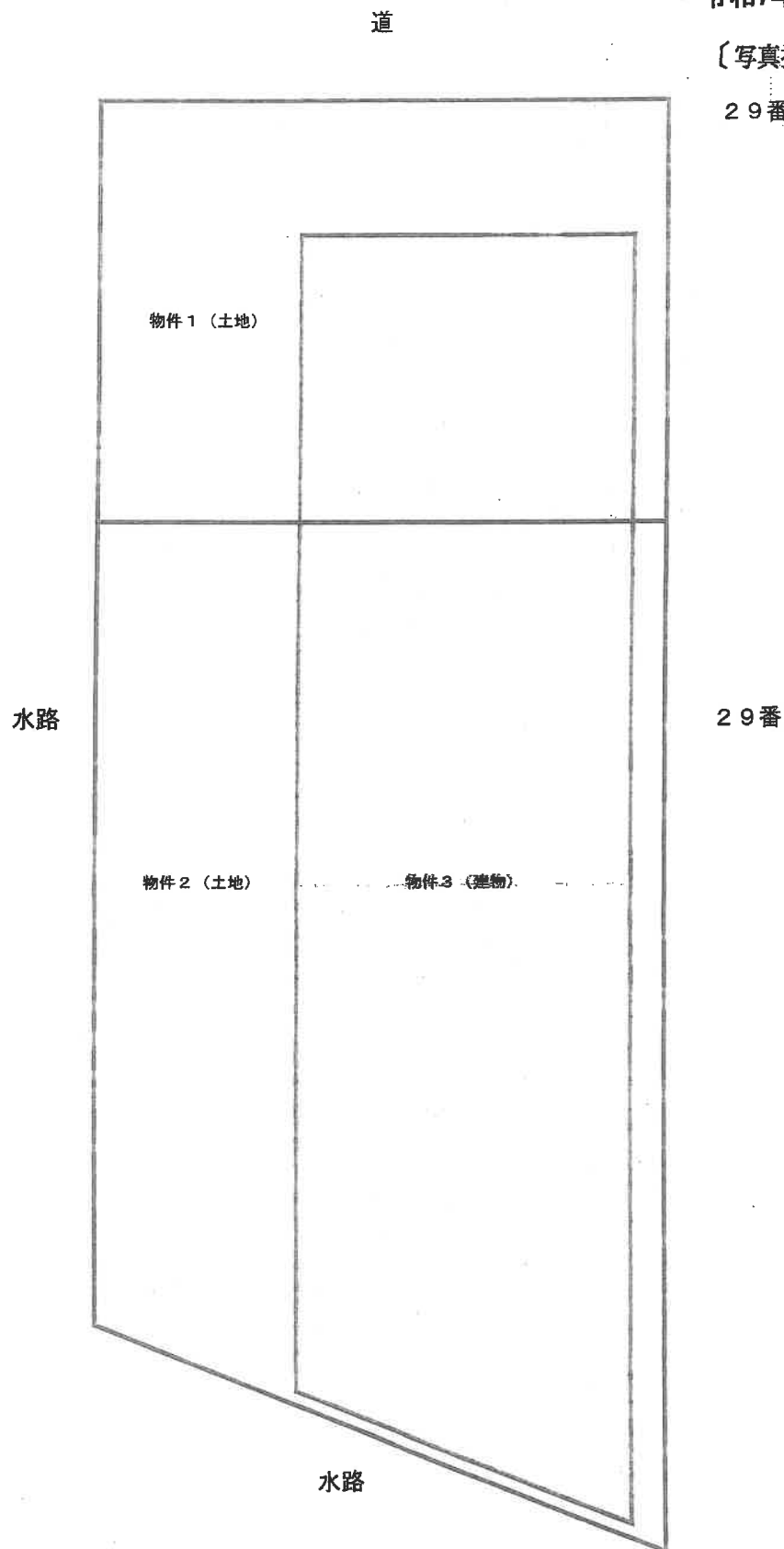


土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第146号

〔写真撮影位置方向  〕

29番3

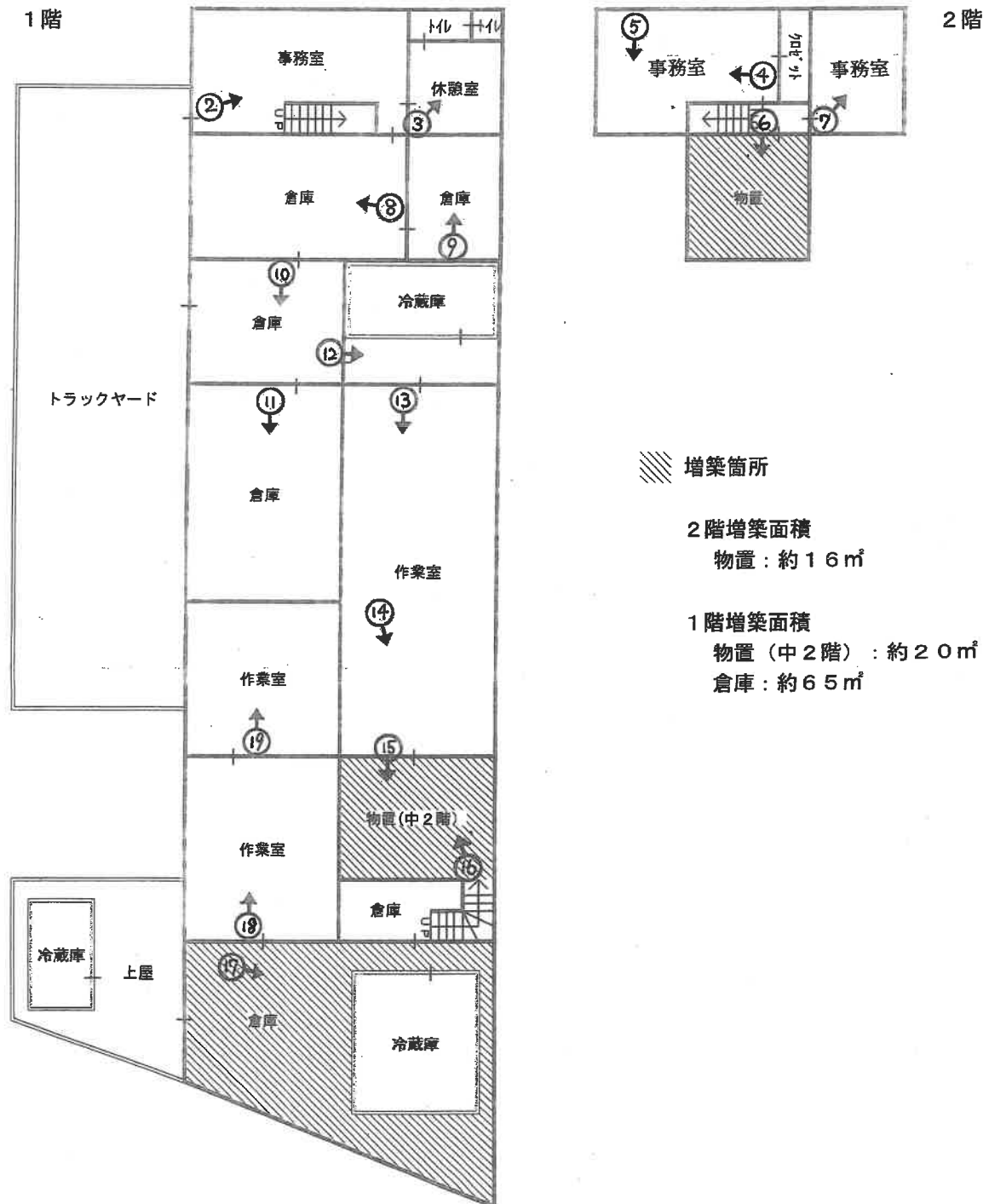


土地建物位置関係図は略図につき、実際とは異なる場合があります。

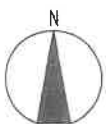
建物見取図

令和7年(ケ)第146号

〔写真撮影位置方向↑〕



建物見取図は略図につき、実際とは異なる場合があります。





1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19

令和 7 年 （ケ）第 146 号
令和 7 年 11 月 6 日 現 地 調 査
令和 7 年 11 月 19 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

吉岡和潔

第1 評価額

一 括 価 格			
金		25,630,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	3,570,000	円
物件2（土地）	金	8,500,000	円
物件3（建物）	金	13,560,000	円

- 1 一括価格は、物件1～3各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	倉庫・事務所 1階 約 386.50 m ² 2階 約 56.00 m ² 延床面積 約 442.50 m ²
番号	特記事項		
	・京田辺市役所担当課において調査したところ、物件1(土地)西方の28番4、28番5及び25番5は土地境界確定図によれば市道内に位置していることから、物件1(土地)についても道路負担をしている可能性が伺えるものの詳細は不明である旨の回答を得た。なお、道路負担の可能性は法務局資料及び役所調査等で得られた結果ではあるものの、官民境界確定及び隣地所有者の承諾はなく各筆の境界が不分明であることから、最終的には土地家屋調査士等の専門家による調査を要するものと思われる。なお、道路負担の可能性については詳細が不明なため、市場性修正において考慮した。 ・物件1及び2(土地)は一体として物件3(建物)の敷地として利用されている。 【増築部分①】 ・物件3(建物)1階南端の倉庫を増築と認め、現地概測の結果、増築面積を約65m²と把握し床面積に算入した。 【増築部分②】 ・物件3(建物)中2階の物置を増築と認め、現地概測の結果、増築面積を約20m²と把握し1階床面積に算入した。 【増築部分③】 ・物件3(建物)2階南端の物置を増築と認め、現地概測の結果、増築面積を約16m²と把握し床面積に算入した。 ・業務用冷蔵庫が設置されているものの稼働できるかどうかは不明であり、撤去費用等を考慮すれば経済的価値は無いものと判断される。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1、2)

位 置 ・ 交 通	近鉄京都線「興戸」駅の北東方・道路距離約 1 km (付属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅、共同住宅の中に事業所等も見られる地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % なし 第3種高度地区 居住誘導区域 埋蔵文化財包蔵地の指定 有
画 地 条 件	間口 約16.8 m、奥行 約 39 m の 概台形地 第 3 図のとおり	
接面道路の状況	北 側幅員 約 6 m の 市道 に ほぼ等高 に 接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガス配管: あり 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・京都府マルチハザードマップ情報提供システムにおける水害ハザードマップ(洪水浸水想定区域等)において浸水想定区域の記載がある。 ・物件1(土地)北東角のコンクリート敷が東側隣地に越境している可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
	建築年月日（登記記載）： 昭和48年6月30日 新築 経 過 年 数 ： 約 52 年 経済的残存耐用年数： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 ： 鉄骨造 屋 根 ： スレート葺 外 壁 ： ボード、吹付 等 内 壁 ： クロス、板 等 天 井 ： クロス、ボード 等 床 ： 板、絨毯、コンクリート直仕上げ 等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備
床面積(現況)	第3項目の物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 倉庫・事務所 間 取 り： （付属資料「建物見取図」のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・ 建築確認は受けているものの、完了検査はない。 ・ 物件3(建物)は全体的に経年相応の劣化が見られる。 ・ 物件3(建物)の倉庫及び作業室の天井及び内壁において、仕上げがない箇所が見られる。 ・ 物件3(建物)の外壁にクラックが見られる。 ・ 物件3(建物)の上屋の屋根及び樋が西側水路に越境している可能性がある。 ・ 物件3(建物)内に動産類が多数残置されている。 ・ 物件3(建物)内に業務用冷蔵庫が2台設置されている。 ・ 物件3(建物)南側上屋の南西角付近に業務用冷蔵庫が1台設置されている。 ・ 物件3(建物)について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	80,300	0.87	202.95	0.90	12,760,000
2	80,300	0.87	482.72	0.90	30,350,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 京田辺 (府) -6

基準価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $118,000 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/147 = 80,300$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位 等 (1.00)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/105 \times 100/140 \times 100/100 = 100/147$

イ 個別格差 : 規模、形状 等 (0.87)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	120,000	442.50	0.05	2,660,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率を 0.05 と査定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	12,760,000	50%	法定地上権	6,380,000
2	30,350,000	50%	法定地上権	15,180,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	12,760,000	-6,380,000		80%	70%	3,570,000
2	30,350,000	-15,180,000		80%	70%	8,500,000
3	2,660,000	+21,560,000	100%	80%	70%	13,560,000
一 括 価 格 (合計)						25,630,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 市場が限定的と判断されること、道路負担の可能性があること、上屋の屋根及び樋が越境している可能性があること、並びに、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)が使用されている可能性があること等を考慮して、市場性修正の必要性を認めた。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価調査基準地 (京田辺(府)-6)
所 在 : 京都府京田辺市興戸南落延25番34
価 格 : 118,000 円/㎡
位 置 : 近鉄京都線「興戸」駅の南東方、道路距離約 160 m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 100 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水 有
接 面 街 路 : 北西方 6.5 m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)
高度地区
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 8,509,287 円
物件2(土地): 20,239,484 円
物件3(建物): 3,676,486 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 |
| | 地 番 | 29番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 202.95平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 |
| | 地 番 | 29番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 482.72平方メートル |
| 3 | 所 在 | 京田辺市草内宮ノ後 29番地2、29番地1 |
| | 家屋 番号 | 29番2 |
| | 種 類 | 倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 301.50平方メートル
2階 40.00平方メートル |





